

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究 (H29-医療-一般-002)

平成30年度～31年度 総合研究報告書

研究代表者 赤川 安正

令和元（2019）年5月

令和元年 5 月 31 日

提言

1：歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する

歯科医師と歯科技工士は「適切な歯科医療の提供には歯科技工士が製作する優れた歯科技工物が不可欠である」との認識を共有する必要がある。また、歯科技工物は歯科医師の指示（書）にもとづき歯科技工士が製作し、患者に装着されるものであるため、歯科技工物のトレーサビリティの観点から、製作工程や委託・受託に関する情報を両者は適切に共有しなければならない。この共有を基盤として、歯科技工士は単なるもの作りの職人ではなく、医療人としての意識を確固として持つことが重要である。

2：歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する

歯科医師と歯科技工士の緊密な連携は適切な歯科医療の提供に不可欠である。両者間の協働の意識を強くするとともに、歯科技工士の労働の質の向上を図り、歯科技工業を持続可能なものとする必要がある。そのためには、歯科医療機関と歯科技工所との間で、歯科技工物の製作（再製作を含む）に関する業務委託契約を締結することが推奨される。この契約の締結により、これまでの相互理解の上に成立していた委託・受託の関係がより強固なものとなり、粗悪な下請け業等の問題解決の一助となることが期待される。併せて、両者の連携体制の核心となるものと期待される。

3：歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べて、歯科医療機関に勤務する歯科技工士は、職業内容に対する意識が高いことが示された。これは、歯科医療機関における臨床現場の研修や経験の機会が多いことが要因として考えられる。歯科技工士の仕事へのモチベーションや達成感を確保・維持するためには、自らが製作した歯科技工物に対する患者の反応を知ることが重要であることから、歯科医療機関における臨床現場での研修や経験が必須となる。この具体化のため、①卒直後の歯科技工士が経済的に支えられながら歯科医療機関における臨床現場での研修が可能となる制度の設計や環境の整備、②歯科医療機関と歯科技工所の間を結ぶための ICT の活用、③患者に歯科技工物が試適・装着された際の状況を歯科技工士にフィードバックできる仕組みの考案、などを行う。こうした取組を行うことで「製作者の顔の見える歯科技工」を推進できる。さらに、歯科医療機関に勤務する歯科技工士の増加や、歯科医療機関に歯科技工士の負担がなく出向くことが可能な歯科医療機関に近接する歯科技工所の増加が望まれる。また、歯科技工士が歯科衛生士のライセンスを併せてもつことで、より患者に接して働く場が広がっている事例もある。これらのことから、患者により接することができる歯科技工業務のあり方を検討することにより、歯科医療機関における歯科技工士の活躍の場が広がるような政策が進められることが望まれる。

4：労働契約書や就業規則を作成する

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上である歯科技工所（以下、「2人以上歯科技工所」という）の半数が書面による労働契約を結び、4割が就業規則を作成していた。2人以上歯科技工所では、法令上の義務の有無に関わらず、就業規則を作成・整備するとともに、労働契約書を用いた労働契約を結ぶことが望ましい。また、働きやすい労働環境を構築するため、歯科技工士養成機関における学生教育や関係団体が行う生涯学習などのテーマに「労働環境」に関する内容を取り上げることにより、労働環境に対する理解や取組みが促進され、働きやすい労働環境が構築されることが期待できる。

5：歯科技工業を効率化する

「特定の歯科技工物のみの受託」、「歯科技工物の種類に応じた担当制や分担制」、「新しい機器やシステムの導入」等により、歯科技工業の効率化を進める。また、歯科技工所と離れた場所での歯科技工業を可能とする等、柔軟な働き方に対応できるようにすることも必要である。そのためには、各種法令を改正することも考えられる。さらに、歯科技工業に従事する歯科技工士が1人である歯科技工所（以下、「1人歯科技工所」という）を含む小規模の歯科技工所は、歯科技工士法を遵守した連合体を形成し、「歯科技工物の受託と配送の業務の一元化」等の取組を行うことが望ましい。

また、歯科技工所と歯科医療機関のそれぞれのニーズや情報を共有できるビジネスプラットフォームを構築し、1人歯科技工所を含む規模の小さい歯科技工所の「新たな受託先」や歯科医療機関の「新たな委託先」の開拓を効率的に実現する。

6：歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

社会への歯科技工士や歯科技工の認知を高めるための方法の1つとして、歯科医療機関に、歯科技工の内容（委託先の歯科技工所名等を含む）を示すポスターを掲示する取組みを全国で展開することは有用であると考えられる。また、歯科技工士を扱った映画「笑顔の向こうに」が広く社会に発信され、歯科技工士等の認知や周知につながったと考えられることから、今後も関係団体を中心として、歯科技工士等の認知度の向上のためメディアを活用することもあると思われる。

また、歯科技工物の試適・装着時に歯科技工士が立ち会う機会が増加することによって、社会における歯科技工士や歯科技工業の認知が向上することから、歯科技工士の業務のあり方を検討し環境を整備する。そのためには、歯科技工士はコミュニケーションスキルを向上させるとともに、歯科医療機関での臨床現場をより広く理解し、対応力を身につける必要があると考えられる。

マニュアル

1. 業務委託契約、雇用契約、労働規則の作成と締結

業務委託契約

歯科医療機関と歯科技工所は業務委託契約の重要性を相互に認識

歯科医療機関と歯科技工所は業務委託契約書のひな型を活用

歯科医療機関と歯科技工所は適切な業務委託契約を結ぶ

雇用契約や労働規則

労働契約書や労働規則の例示した書式を活用

労働契約書や労働規則を作成

働きやすい環境を整備

2. 労働環境の改善

作業環境を点検

作業環境の不具合を発見

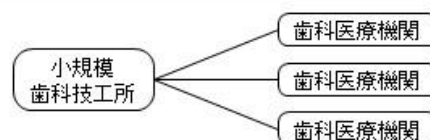
作業環境の不具合を改善

さらに作業環境に関する新しい情報を入手

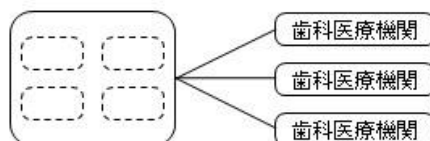
作業環境の改善を繰り返す

3. 業務の効率化、業務形態

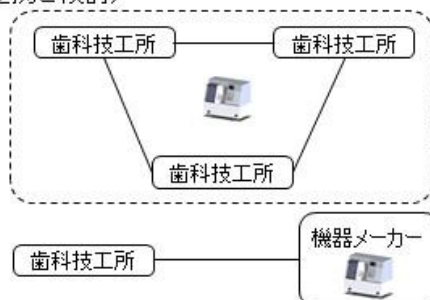
特定の補綴物等のみの受注



補てつ物等の種類に応じて担当制



新しい機器の導入 (共同購入とかメーカーとの連携を検討)



業務委託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）とXXXXX（以下「乙」という。）は、以下のとおり、業務委託契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

第1条（委託内容）

乙は、本契約に定める条件に従い、乙における歯科治療に際して必要な歯科技工物の製作業務（以下「本業務」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

第3条（製作過程）

- 1 乙は、甲に対して、都度、歯科技工指示書を通じて本業務を委託する。
- 2 甲は、指定された期日までに指示を受けた歯科技工物を製作し、納品書とともに乙に納品する。
- 3 甲は、前項の業務を行った際には、歯科技工録を作成し保管する。

第4条（委託料）

- 1 乙は甲に対し、本業務の対価として、予め甲乙間で定められた歯科技工料（技術料及び材料費用他諸経費を含む。）を支払う。予め甲乙間で定められた歯科技工料の変更を行う場合には、本業務を行う1か月前までに甲乙協議の上決定する。
- 2 甲は乙に対し、当月1日から当月末日までの本業務についての歯科技工料を翌月●日までに請求する。
- 3 乙は、前項の歯科技工料を本業務の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第5条（再委託の制限）

甲は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、乙が甲に対し、書面にて具体的な再委託先を指示したときは、その限りでない。

第6条（秘密保持）

甲は、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第7条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手

続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1か月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第8条（再製作）

次の各号のいずれかに該当したときは、再製作は新たに歯科技工料が発生する。

- (1) 設計・材料変更による再製
- (2) シェード基本ベース変更による再製
- (3) 補綴物維持管理中または保証期間中の再製
- (4) その他甲の落ち度が認められない再製

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

業務モデル

